

石川県滝港マリーナ利用者心得

滝港マリーナを利用されるみなさんは、マリーナが公共施設であることを十分認識され、港湾法、港則法又は海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、滝港マリーナ管理事務所所員及びハーバースターの指示に従い、次に掲げる事項を厳守して安全で楽しいマリーナ利用を心掛けて下さい。

1. マリーナ施設の使用について

(1) 施設使用料

次の施設を利用される方(利用者)は、石川県港湾施設管理条例及び同施工規則に基づき施設使用許可を受けたあと、施設使用料を納入していただきます。

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ① 施設 | 艇置場、栈橋 |
| ② 付属施設 | 管理棟内施設(会議室、シャワー室)
給水施設、上下架施設、駐車場 |

(2) 施設使用料の納入

施設使用料の納入方法は、艇置場の使用期間が1月を超える利用者(専用利用者)と、艇置場又は栈橋の使用期間が1ヶ月以内の利用者(一時利用者)に分け、次の方法で行って下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①専用利用者 | ・艇置料については、管理事務所が指定する金融機関へ1ヶ月以内に納入して下さい。
・栈橋、管理棟内施設、給水施設、上下架施設及び駐車場については、その都度、現金で管理事務所へ納入して下さい。 |
| ②一時利用者 | ・使用の許可を受けたときに現金で管理事務所へ納入して下さい。 |

(3) 利用時間及び休業日

- | | |
|-----------|---|
| ①利用時間 | 9時から17時まで |
| ②休業日 | ・毎週火曜日(祝日が火曜日にあたる場合は営業して、次の日が休業日となります。)
・12月29日から翌年の1月3日まで休みとなります。 |
| ③夏期営業日と時間 | 6月、7月、8月、9月の4ヶ月間は毎週土曜日・日曜日と祝日のみ8時から18時まで営業します。 |

(4) 艇の保管

①保管場所

艇はマリーナの使用許可を受けたときに指定された場所に陸置又は係留して下さい。但し、施設の管理上、保管期間中に指定場所を変更する場合があります。

②保管責任

保管中の艇及び艇内物品の盗難又は毀損等には、当マリーナはその責任を負いません。利用者の責任において十分注意をするとともに、損害保険への加入等を行って下さい。

③台風等の被害防止措置

暴風警報等が発せられたときは、利用者において速やかに艇の状況等を点検し、施設及び他艇に損害等を与えないような措置を講じて下さい。なお万一、施設及び他艇に損害を与えたときは速やかに管理事務所に届け出るとともに、利用者の責任においてその損害を賠償し、又は紛争が起きないようにして下さい。

④更新の手続き

専用利用者が施設の使用許可期間終了後においても引き続き施設を使用しようとするときは、許可期間終了日前1月までに「使用期間更新許可申請書」を提出し、更新の手続きを行って下さい。

⑤使用許可事項等の変更

使用許可期間中に使用許可申請書の記載事項（艇又は住所等）の変更があったときは、速やかに「許可事項変更許可申請書」又は「住所変更届」を管理事務所へ提出して下さい。なお、現に使用している保管場所で保管できない艇に変更しようとするときは、新たな使用許可申請が必要となります。

⑥艇の一時搬出及び再搬入

使用許可期間中に艇を一時的に搬出しようとするとき、又は再搬入使用とするときは、管理事務所へ届け出をするとともに、ハーバースターの確認を受けて下さい。

⑦権利の譲渡等の禁止

使用許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は担保に供し、若しくはその施設を第三者に使用させることはできません。

⑧目的外使用の禁止

使用許可を受けた施設は、使用目的外には使用できません。

(5) ステッカーの貼付、使用者証の携行

保管施設の使用許可を受けた専用利用者には、ステッカーを発行します。

①ステッカーの貼付

専用使用許可を受けた艇については、マリーナ専用ステッカーを発行しますので、艇の見やすい所に貼付し、はがしたり、汚したりしないよう注意して下さい。

(6) その他利用上の注意事項

①電気や水道の使用にあたっては、できるだけ節約に心掛けて下さい。

- ②マリーナ内での釣り及び遊泳は禁止します。
- ③ゴミその他衛生上有害な物は、自宅へ持ち帰る等の処理をし、放置したり投棄したりしないで下さい。
- ④車の乗り入れは、駐車場以外ではできません。特別の理由でボートヤード等へ乗り入れが必要なときは、ハーバーマスターに申し出て許可を受けて下さい。
- ⑤管理棟内の艇庫又はシャワー室等に、着替えその他の物を放置しないで下さい。
- ⑥管理事務所では、使用料又は現金等の立替は一切致しません。

2. 安全航行について

(1) 出港の判断

艇長は出港にあたって、次の事項を確認し、安全な航行を配慮した上で、艇長自らの責任において航行を行って下さい。

- ①気象及び海象情報を十分把握すること。
- ②エンジンの調子、船体の異常の有無等の点検、及び燃料保有の確認をすること。
- ③救命具、消火器及び発煙筒等の必要安全備品の点検及び確認をすること。
- ④航行に必要な書類等の点検及び携行をすること。

(2) 出入港届

艇長は出入港の際に、必ず管理事務所に出入港届けを提出するとともに、帰港の際にも遅滞なくその旨を報告して下さい。なお、利用時間の前又はこれを超えた時間に出入港を行う場合は、予め管理事務所へその旨を報告して下さい。

(3) 出入港時間

出入港時間は、原則として通常の利用時間内（9時から17時まで）に行って下さい。ただし、ハーバーマスターが必要と認めた場合は、日の出後又は日没前において出入港することができます。

(4) 出港停止

艇長は、気象及び海象状況又は艇の堪航性を把握するとともに、自己技量等を十分考慮のうえ、遭難その他の海難事故の起きないように注意して下さい。なお、次のような危険が予想されるときは、ハーバーマスターの指示に従い出港を停止して下さい。

- ①風雨又は波浪等の警報が発令されたとき。
- ②瞬間最大風速が毎秒15メートル以上のとき。

③視界800メートル以下のとき。

④艇の整備不良又は安全備品の不備、損傷並びに無免許等の違反が認められるとき。

(5) 避難

艇長は、出航後において(1)の状況を発見したとき、及び(2)の状況に至ったときは、直ちに安全場所に避難するとともに、直ちにその旨を管理事務所へ報告して下さい。

(6) 救助体制

帰港予定時間を2時間以上経過しても連絡なく帰港しないとき、及び天候等が急変して帰港予定時間を経過しても連絡なく帰港しないとき、又は遭難したことが明らかなきときは、別に定める緊急連絡系統図により、金沢海上保安部等の関係行政機関・団体に連絡を行うとともに、管理事務所において捜索、救助活動を行います。これに要する経費については、利用者において負担していただきます。

(7) 単独帆走の禁止及び警戒艇の出動

1人乗りディンギーヨット等の単独帆走は危険を伴います。必ず複数艇で帆走して下さい。また、高校生以下の帆走については、指導者等の責任者の同伴がなければ許可いたしません。また、ディンギーヨットで集団的に練習又は大会を行うときは、指導者等の責任において警戒艇を出動させて下さい。

(8) 利用者の相互協力

マリーナの利用者は、海難等の海上事故を発見したとき又は救助の要請があったときは、必要に応じて管理事務所へ連絡を行うとともに、救助活動を行う等の相互協力をして下さい。

(9) 漁労の優先

操業中の漁船及び漁具等には接近して航行しないとともに、漁労の妨害をしないよう次の事項を遵守して下さい。

①ディンギーヨット型の帆走区域は、第37号協同漁業権の地先海面のうちマリーナより南側の地先海面とする。

②さし網等(一定期間定置されている漁具は除く)から150メートル以内の海域は航行しない。

③さし網漁中の漁網の赤旗(上)と黒旗(下)の間は航行しない。

④一定期間定置されている漁具から100メートル以内の海域は航行しない。

⑤海岸から200メートル以内の海域は航行しない。(上陸目的は除く)

(10) その他の注意事項

- ① 出入港には、漁船の航行に十分注意して下さい。
- ② 港湾改修等の工事区域への航行をしないで下さい。
- ③ 遊泳中の海水浴者のいる周辺及び海水浴場への航行をしないで下さい。
- ④ マリーナ内への危険物の持込みは禁止します。ただし、艇内での炊事又は暖房用の燃料については、事前にハーバースターの承認を得て使用して下さい。
- ⑤ 飲酒又は薬物等により正常な操船ができない恐れがある時は、出港を認めません。
- ⑥ 最大乗船人員を厳守して下さい。
- ⑦ 海図及びヨットイングチャートを携行して下さい。

3. 営業行為の禁止

マリーナ内においては、一切の営業行為又はこれに類する行為を禁止します。

4. その他

この利用者心得に規定されているもののほか、石川県が定める滝港周辺海域航行規制事項等の規定を遵守して、安全航行に心掛けて下さい。

5. 適用期日

この利用者心得は、平成24年4月1日から適用します。